

「起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方」についての意見要旨

1 いわゆる「入口支援」の拡充・整備について

(基本的な枠組)

- 「入口支援」の取組には一定の成果あり。福祉的支援が必要な者に対して、「入口支援」の取組を拡充・整備して対応すべき（方向性について異論はない）。

(更生保護法の改正)

- 起訴猶予前から環境調整を行うことについて、明示規定を設ける必要がある。
- 起訴猶予前の者や在宅の被疑者についても更生緊急保護を行えるようにすべき。

2 起訴猶予に伴い一定の働き掛けを行うことについて

(基本的な枠組)

- 福祉的支援ではなくても、社会内における監督・指導等の一定の働き掛けにより改善更生が期待できる者に対しては、検察官が、起訴猶予を前提とし、誓約事項（仮称）を課した上で、監督・指導すべき。
- 誓約事項違反に対しては、対象者の更生の程度等に応じて、注意、誓約事項の変更、期間の変更等を行い、最終手段として起訴をすることが考えられる。
- 手続の適正担保のため必要であれば、異議申立て手続や弁護士が関与する手続を整備することも考えられる。

(反対意見① 裁判所の関与)

- 本来裁判所が行うべき事実認定と処遇決定を検察官が行うべきではない。
- どのような形で適切な異議申立て手続を設けることができるのか。

(反論)

- 同様の処遇を裁判所が行うとなると、起訴に伴う手続的・時間的負担、前科に伴う資格制限、ラベリングの問題が生じる。

(反対意見② 被疑者の同意)

- 起訴猶予の条件として誓約事項を課すことについて、被疑者の同意を得たとしても、任意の同意とはいえない。
- 法制審議会被收容者人員適正化方策に関する部会においても、社会奉仕活動を起訴猶予の条件とすることについて、有罪認定を経していない者に対して課すことができるのか、仮に同意を要するとしても、それが真の同意といえるのかという議論があった。

(反対意見③ その他)

- 成人に対し、要保護性が高いことを理由にこのような介入をすることは許されない。
- 誓約事項には一定の自由制約が伴い、その不遵守を理由に起訴されるのであれば、疑問を感じる。
- 本人の主体性の確保に難がある。

3 措置の対象者について

- 「入口支援」の対象者は主に高齢者、障害者、ホームレスである。18歳、19歳の者を含む若年者については、これらと分けて検討すべき。
- 上記2の措置は、18歳、19歳を含む若年者に対応するものとして必要である。
- 上記2の措置について、対象者の年齢に限定されない制度とすることもあり得る。

4 少年鑑別所の調査機能の活用について

- 少年鑑別所の技官の調査機能を活用し、対象者の問題性に応じた対応をすべき。
- 少年鑑別所は対象者の調査を行うもので、環境調査まで行われぬ点で限界あり。